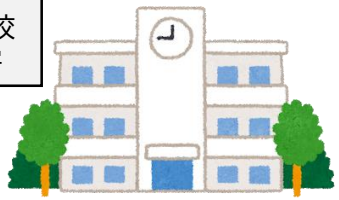
飯塚市奨学資金貸付制度のフロー図

福祉文教委員会資料
令和8年11月5日提出

【学校】

・市内の公私立中学校
・嘉飯地区の公私立高校
・市内の大学・短期大学



進路相談
申請伴走

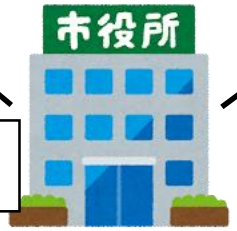
【学生】



・保護者が継続して1年以上市内居住
・高校、大学等に在学または入学予定
・世帯収入が生活保護基準の2倍以下
・併用不可の奨学金等を受けていないこと

制度案内

【飯塚市教育委員会】



制度運用
基金管理

募集

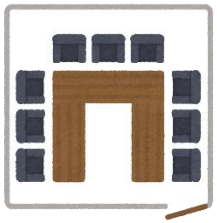
返還

・最終学校卒業から1年後に返還開始
・「市内居住」「市内居住＋市内の中小企業への就業等」の要件による返還免除

諮問

答申

【飯塚市奨学資金貸付審議会】



奨学生の選考について審議のうえ結果について市長に答申。また、制度の在り方について意見を述べる。

【委員7名】
福岡県高等学校校長会・
飯塚市小中学校校長会・
民間から選出

1 申請受付
2 要件審査
3 選考試験（定数超の場合）
～審議会による審議～
4 奨学生の決定
5 奨学資金貸付

飯塚市奨学資金貸付制度

「優良な資質を有し、経済的理由により修学することが困難な者に対して修学上必要な学資金を貸し付け、ひとしく教育を受ける機会を与えることによって有用の人材を育成することを目的とするもの」

区分	貸付月額	募集人員
高等学校	15,000円	20人以内
高等専門学校	15,000円	
専修学校	30,000円	25人以内
短期大学（国公立）	30,000円	
短期大学（私立）	45,000円	
大学（国公立）	30,000円	
大学（私立）	45,000円	

不登校児童生徒の相談・支援体制

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
による専門的支援
(相談数81件)

・カウンセリング
・家庭訪問
・適切な支援策の提示
・不安感、困り感の軽減

不登校兆候にある児童生徒

小中学校
(253人)

・初期対応
・家庭訪問による状況把握
・相談と初期的なカウンセリング

この資料は児童生徒の状況に応じた相談体制と支援策を示したもの。

は小中学校の相談・支援

は教育委員会の相談・支援

は民間団体・市民の支援

※数字は令和8年9月30日現在

不登校状況にある児童生徒(330人)

学校に行くことはできるがクラスに入れない児童生徒

校内教育支援センター
(利用者128人)

・学習支援
・体験機会の提供
・相談やカウンセリング
※個々の希望に応じた支援

外出はできるが学校に行くことができない児童生徒

教育支援センター(旧適応指導教室)
(通所者18人)

・学習支援
・体験機会の提供
・相談やカウンセリング

民間フリースクール
(通所者11人)

・運営主体独自アイディアでの支援
・在籍校との情報共有

家から外に出ることができない児童生徒

ICTを活用した支援
(利用者77人)

・AIドリルの活用
・家庭学習課題、学校通信の配信
・授業中継

民間団体との連携

・e-Sportsイベント
・社会教育関連事業
※事業紹介によるコミュニケーション機会の確保

市民ボランティアによる支援
・学習支援 ・多様な体験 ・コミュニケーション機会の確保
(支援回数513 回)